心の燃料の燃え方（反応度）が増え、燃料の破損・溶融の危険が生じた時に、原子炉の反応度を押さえる性質をもっているホウ酸を、大急ぎで原子炉に送り込むことです。そのために、原子炉とポンプの間に、濃厚なホウ酸水を貯めておくタンクが置かれています。

ところが、ホウ酸は水に溶けにくいので、温度を上げてできるだけ沢山のホウ酸を溶かした湯を、たえずタンクを通して循環させておき、いざという時には、その循環を止め、タンクの前後のバルブを開いて、高圧注入ポンプの力でタンク内の濃厚ホウ酸水を原子炉に送り込むように設計しています。

しかし、ホウ酸水の温度や循環の具合を監視している装置が故障しますと、タンクやバルブの中に、水から析出したホウ酸が詰まり、せっかくの高圧注入ポンプも役立たないという大変な事態が起こります。それで３号炉だけは、厄介なホウ酸水タンクと、その前後のバルブを取り外すことにし、その設計変更を通産省に申請したのです。しかし、どうして３号炉だけなのでしょう。

濃厚なホウ酸水を急速に原子炉に送り、原子炉の反応度を押さえねばならないような事故の典型として、安全審査で考えられているのは、主蒸気配管破断事故です。主蒸気配管とは蒸気発生器からタービンに向う蒸気が通る配管です。それが破断すると、その破断口から蒸気が噴出するために、蒸気発生器の二次側の冷却水の流量が増加し、一次側を流れる原子炉の一次冷却水の温度が下がります。その結果、原子炉の反応度が増加し、炉心燃料が破損・溶融する危険が生じるのです。

ところで、主蒸気配管破断事故では、破断の程度が同じだとしますと、蒸気発生器の基数が多いほど、一次冷却水の温度の低下は遅くなり、それだけ反応度の増加も緩やかとなりますから、それほど急いで濃厚なホウ酸水を原子炉に送り込む必要もなくなります。伊方１，２号炉では、蒸気発生器の数は２基ですが、原子力の出力が約1.5倍の３号炉では、その数は３基です。それで、問題のタンクを取り除いても、もっと薄いホウ酸水を時間をかけてポンプで原子炉に送れば、大事にいたる前に、原子の火を完全に消すことができると、四電は考えているのでしょう。

四電は今回の発表の中で、３号炉高圧注入系の設計変更の理由を「系統構成が複雑であるため」としています。しかし、１，２号炉では相変らず、そうした重大な欠陥を持ったＥＣＣＳを「命綱」としたままで、運転を続ける以外にどうしようもない、ということを今回の四電の発表は告白しているのです。

会計報告（'88.12/7～12/28）

収入		
会　費		26,000
ニュース購読料		73,000
カンパ		5,000
コピー代金		8,180
	計	112,180
支出		
ニュース印刷代		25,000
郵送費		8,640
振替手数料		370
資料費		4,990
ゼロックス・リース料		10,300
	計	49,300
差引		62,880
積立金合計		1,500,691

伊方訴訟ニュース

第185号
1989年1月15日

伊方原発訴訟を支援する会 連絡先 〒530 大阪市北区西天満4－9－15 第一神明ビル
藤田法律事務所 ☎06－363－2112 口座大阪3－48780

年頭にあたり支援の会の皆さんに

伊方原発反対八西連絡協議会代表　広野房一

賀正

新年を迎え皆さんには益々御健斗の段御慶び申し上げます。

私たち結闘以来２０年の歳月を経て今日に至りました。地域住民は一貫して団結し、斗って参りました。その上、良心的学者・弁護士、そして全国の住民の皆さんの御支援を得て、一日一日と、反原発運動の輪が拡がり、益々意を強くしておるものでございます。

１９８８年の伊方原発に関連する出来事も以下の通り数多くありました。

２月には四国電力が、２号炉で出力調整運転の実験を強行。この件は、全国を驚かせ奮起させた大事件でしたが、今日も問題は解決していないのです。四国電力は伊方原発建設当初より、あまりにも多くの不正を重ねてきましたが、絶対許せないことを彼等は強行致しました。

６月には、伊方原発炉心より約８００米の地点に米軍機が墜落し、乗員７名全員死亡という大惨事が発生。周辺住民だけでなく、正に日本中が体験した驚きを越えた恐怖の瞬時、永久に忘れられない事件でした。四国電力の責任者は、仮に炉心に飛行機落下しても大丈夫、と公言するのです。皆さん、この言葉許されるでしょうか。

同じ６月、最高裁に上告中の１号炉設置許可取消裁判について、弁護団・原告団の代表は、上告理由補充書（２）を作製の上、直接最高裁に赴きました。いまだに判決のメドさえ立っていない現状を忘れてはなりません。

１２月９日には、高松・伊方原発訴訟を支援する会代表の大林秀範さんが、病気療養中４０才の若さで死去されました。大林さんには私たち１号炉裁判当初から大変お世話になっていました。伊方原発斗争に勝利の日まで共に運動を、と誓い合い実践してこられた第一人者を失い、まことに残念に思います。

こうして数々の出来事があったことを、私たちが思い出として記録するだけでは意義はありません。今年も何が起きるか分りませんが、大先輩の人々、そして原発を心配されている多くの人たちに、本年を再出発点として、今まで以上に懸命に反対運動を実践していきたいとの決意を申しのべるものであります。

大林秀範さん逝く

高松の地で、伊方原発裁判を地道に支え続けて下さった大林さんが、昨年１２月９日、４０才の若さで急逝されました。かけがえのない同志を失ったことに、心から哀悼の意を表します（４頁に追悼文を掲載）。

原告準備書面

ー恐怖の米軍ヘリ墜落事故ー

（1988年 9月16日提出）

（後半）

(六) 本件二号炉は軍用機の訓練の目標物に使われている。

九月二日、岩手県の山中に米軍のＦ１６ジェット戦闘機が墜落する事故が起きたが、この事故を報じたＮＨＫテレビ「ニュースツデイ」は、墜落の米軍ジェット機は低空飛行で飛びかっていたことを全国民の前に明らかにしている。テレビは米軍機の訓練飛行の模様を映し出していたが、そのさい米軍はパイロットに対し「高度五百フィート」を指示、米軍機は五百フィート、メートルに換算すると、わずか百五十メートルの高度で飛び続けたのである。このさい、眼下の主要建物が飛行のさいの目標物として使われていることも、明らかにしていた（甲第二四号証十一の一、同二）。

今回の本件二号炉近くへの米軍ヘリ墜落事故も、米軍ヘリが、誤って霧の中に迷い込んだのではなく、伊方原発周辺の地理を知りつくしている米軍ヘリが、霧が出たのを幸いに、霧の中での飛行訓練をこころみた ― との見方も否定出来ないのである（甲第二四号証の十一）。

防衛庁は「原子力発電所など原子力関連施設の上空の飛行については、航空法に基づきやむをえず飛行する場合をのぞいて、原則として禁止されている。米軍の場合は航空法の適用除外が広範囲に認められているが、日本側の規制を順守する姿勢を示しており、今回の場合でも飛行に問題はなかった」としている（甲第二四号証一の二）。

しかし、この防衛庁のコメントは、タテ前論でしかなく、現実を直視していない言葉であることは、今回の事故を見れば明らかなことだ。

さらに重大なことは、日本安保条約に基づく航空法の特例で、米軍機が日本の空を、いつどこを、どのように飛んでいるか、さっぱりわかっていないのである。もし米軍機が本件二号炉の上空を、低空で飛んでいないと被告らが主張するのなら、本法廷にその証拠となる米軍機の飛行計画書や、それに類する資料を提出すべきである。

さらに付言しておく。戦場は晴天ばかりとは限らない。したがって、悪天の中の訓練も軍隊にとっては重要なことである ―との考え方にたった時、濃霧の原発上空を低空飛行し、敵のレーダーや視界から身をかくしながら飛行訓練をこころみた―可能性も大きい。また、岩国基地―普天間基地間の飛行訓練のさいの目標物に、本件二号炉が使われている可能性も否定出来ない。むしろ、本件二号炉周辺地域への米軍ヘリの相つぐ不時着、今回の墜落事故を見た場合、本件二号炉が米軍機の飛行目標に使われているといえる（甲第二四号証の十二）。

(七) 上空の飛行規制で事故は防ぎきれるものではない。原発そのものの存在が危険なのである。

米軍ヘリの墜落後、愛媛県や伊方町は相ついで、国や米軍などの関係機関に「原発上空の飛行禁止」を要請した（甲第二四号証の十五）。しかし、原発の上空を飛行禁止にしたら、原発の安全を保てるというものではないことは、図らずもヘリ墜落事故があばきだしたかたちとなった。

墜落事故を目の前にしながらも、なお根拠のないデタラメな安全をいってやまない電力会社や国、被告。たとえ原発が神の器のごとく百％安全な機器であったとしても、現実の事故を直視出来ず、口から出まかせの無責任な言葉しか並べることのできない人たちが管理、運転する原発では事故への不安はぬぐい去ることが出来ない。

何よりも飛行機や人工衛星が飛びかい、どんな大事故が起こるかもわからない科学文明の社会、大国の利益の下で複雑な関係を続ける世の中では、一度大事故が起こると取りかえしのつかない破滅を招きかねない原発そのものが、存在しようというのが無理な話である。原告が一貫して主張してきたことが、本件二号炉近くへのヘリの墜落によって、何人も否定しえない現実になったのである。

以上、万一の事故が起きれば地球的規模の被害を与えかねない危険物を、外障から守ることも考えずに行った本件二号炉の安全審査は、安全の言葉に価値しないものであることは明白である。こうした安全審査のもとでなされた本件二号炉の設置許可は不当で、我々伊方原発周辺に住む住民のみならず、国民や全世界の人々の生命や財産を危険にさらすもので、本法廷において一日も早く、本件二号炉の許可処分を取り消す判決を求めるものである。

求　釈　明

(1) 被告は、被告準備書面（一三）の三において、「本件原子炉施設付近及び付近上空は、米軍機及び自衛隊機の訓練区域になってはいない」と釈明している。しかし、今回の本件原子炉至近への米軍ヘリ墜落、及び本年九月二日の岩手県での米軍ジェット機墜落などによって、日本国内が、日常的に訓練区域となっていることが明るみに出た。また、甲二十四号証の十六によって明らかなごとく、「米軍機は日本の空をいつでも、どのコースでも自由に飛べ」、「原子炉施設上空の飛行規制を順守しているかどうかは誰にも知らされていない」のが実情という。では、被告は先の釈明を、いかなる調査・根拠をもとに主張したのか。その主張の根拠を資料をもって示せ。

(2) 被告は右書面の四において、「自衛隊機の乗組員に対し、①すべての原子炉施設の所在について周知徹底を図ること、②すべての原子炉施設について、その上空は避けて飛行し、やむをえずその上空を飛行する場合においても航空機によりこれらの施設に危険を及ぼすことのない方法で飛行するものとすること等の指導がなされている」とし、「さらに、米軍に対しても、原子炉施設の位置等、及び付近上空の飛行制限に係わる右の航空情報が提供されている」と釈明している。

イ　右文中の②の「その上空」とはどのような範囲であるのか。具体的な範囲を定めているのか。定めていれば具体的数値を示せ。

ロ　その定めは、いつ、いかなる官庁が定めたものか。

ハ　その定めは法的根拠はあるのか。違

反者に罰則があるか。

ニ　具体的定めがなく、法的根拠もない場合、

自衛隊、米軍のみならず、あらゆる航空機操従者は、何を基準にして「原子炉施設の上空を避けている」「避けていない」との判断をしたらよいのか。明確に釈明せよ。

ホ　また同文中の「やむをえず・・・これらの施設に危険を及ぼすことのない方法」とは、どのような「方法」か具体的に示せ。

ヘ　その方法は具体的方法、もしくは基準が定められているか。

ト　その基準・方法は、いつ、いかなる官庁が定めたか。

チ　その基準・方法は、違反すると罰則のある法的根拠をもったものか。

リ　具体的定めも、法的根拠もない「方法」である場合、

自衛隊、米軍及び、他の民間機等の航空機操従者は、何をもとにして「危険でない方法で原子炉上空を飛んでいる」、「危険な方法で飛んでいる」との判断を行ったらよいのか。被告は明確に釈明せよ。

(3)　被告（原子炉安全専門審査会を含む）は、本件安全審査において、

イ　定期航空路以外、すなわち、他の民間機及び、米軍機、自衛隊機の、本件原子炉周辺における飛行状況、コース等の調査を行っているか。行っていれば、調査内容、期間、結果を具体的に示せ。

ロ　実施していない場合。調査を不要と判断した理由を示せ。

(4)　被告は、原告が昭和五九年三月二十三日に提出した準備書面中で明らかにした、岩国、安芸灘、伊予灘、愛媛県内における１４件の航空機墜落、不時着事故について承知していたか。特に審査時点及び、それ以前の事故についてどうか。

(5)　本書面と証拠で示した通り、本件の知事及び、県政界実力者で農業者代表である県農業会議会長すら「二千万年に一回の事故確率といっても安心できない」、「ミサイル積んだジェット機が落下すれば炉心が破壊される。外的要因による事故防止策を真剣に考えるべきだ」と主張しており、被告らの航空機落下を想定しない姿勢を批判し、ひいては安全審査の欠陥を明確に指摘している。「確率的に無視できる」などという、最早、誰も信じる者のない「空論」を繰り返すことは許されない。被告は、本件原子炉及び、原子炉施設に、ミサイルを積んだジェット戦闘機、及び大型爆撃機が墜落、衝突した際には、本件原子炉は安全に保たれるのか、どうか。すなわち、原子炉規制法における「原子炉の構造及び設備が核燃料物質によって汚染された物、又は、原子炉による災害防止上支障のないものであること」を満たした状態に保てるのか否か。それを誰もが納得できる根拠を示して釈明しなければならない。

大林さんを惜しむ

広野さんから「高松の大林さんが死んなさったいいますらい」と聞いたとき、誰もが、「えッ、なんでじゃろう。それにしても惜しことやのう」と、あの若さと、自分たちとの、かかわりに想いをはせながら嘆いていた。

ところで、大林さんらと私たちとのつきあいは、あの「辛酸入佳境」の思いで、一号炉裁判が高松へいったときからである。

地元の者も、松山とちがい高松となると、一泊二日の日程になり、それでは負担が重すぎるので、前の日、仕事をすませてからマイクロバスで出発し、明朝、三時か四時ごろ高松へ着き、傍聴券をとるため高裁へ行くことにしていた。

しかし、それでは若い者ならともかく、年寄りや友達には無理で、一回目の裁判は、こちらが十分な体勢がとれないため、傍聴席の半分も、四国電力や三菱にとられ、現地の若者は、わざわざ高松まで行きながら、傍聴もできない者もでるあり様であった。

こうしたとき、高松で伊方裁判を支援しようという話しがあり、私が最初に会ったのが大林さんであった。

高松の人たちは、疲れはてている現地の者に、仮眠するところや、朝飯も用意してくれた。なによりも、徹夜の座りこみで、こちらに、全部傍聴券を確保してくれ、しかも、自分らでは使わずに、現地の者を優先させてくれたのは助かった。

あれ以来、六年間ものあいだ、大林さんら高松の人たちには、物心両面でずいぶんと世話になった。

その大林さんに、物心両面の親切以上に私が感心していたことは、組合で活動する人でありながら、私たちの住民運動に、きちんとした考え方で対応してくれることであった。

原発反対で志は同じでも、現地の住民運動と、市民運動、そして労組などの反対運動とのあいだには、斗い方に違いがあるが、大林さんは、この違いをよくわきまえていて、現地の住民運動に理解を示してくれる数少ない一人であった。

よく、こちらが情報を求めると、大袈裟でもなく、憶するでもなく、納々と話してくれたが、少々きわどい話しになると、必ず「モメんどいでやあ」と、念を押していたことが印象的である。

人は大林さんを温容であるという。あの温顔といい、所作振舞からして、誰もがそう思うが、私は、たんなる温容ではなく、大林さんが、組合運動をしながら住民運動を尊重する言動に接してみて、あの温容の奥に、世直しの道すじを秘めていたように思うが、私の思いちがいであろうか。

点でしかなかった反対運動が、線となり、面となる情勢の中で、住民運動のよくわかる活動家をなくしたことは、あの若さとともに惜しみても余りある。

一九八八年十二月十一日

伊方原発反対八西連絡協議会

西園寺秋重

四電の変更要請で
ＥＣＣＳの欠陥露呈

前号で報告しましたように、四国電力は昨年１１月に、建設中の伊方３号炉の設計変更を通産省に申請しました。そのうち、高圧注入系の変更は重大な問題を提示しています。

高圧注入系というのは、ＥＣＣＳ（緊急炉心冷却装置）の一つです。運転中の原子炉で、一次冷却系統のバルブや小口径の配管が破損し、破損部から高温・高圧の一次冷却水が噴出した場合には、原子炉内の圧力があまり低下しないままに、一次冷却水がどんどん失われていきます。そうした時、高圧の原子炉内に高圧注入ポンプで水を送り、炉心の溶融を防ごうという装置です。

ところで、高圧注入系にはもう一つの重要な役割があります。それは、何かの原因で炉